（岡山大学名誉教授）
正四位に叙する
（弘前大学名誉教授）
（鳥取大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）
楠美　彰男
従五位に叙する
西島　壯六
正六位に叙する（各通）
畔津　義彦　遠藤　敦雅
菊沢　潔　高嶋　眞一
山崎　重悦　渡辺　等
従六位に叙する（各通）
佐々木幹雄
正七位に叙する
（福岡県警部）
上野　賢治
佐々木　速
従七位に叙する（各通）（以上八月十五日）
加藤　久幸
従四位に叙する
西村　良三
従五位に叙する（各通）
鈴木　幸市
福田　武眞子　義久
正六位に叙する（各通）
金子賢太郎
柴田　久志
住谷　正次
従七位に叙する（各通）（以上八月十五日）
目瀬　守男
高梨　庸雄
原田　悦守
千葉　正人
西島　壯六
正六位に叙する（各通）
小倉　康男
中澤　哲
従六位に叙する（各通）
佐々木幹雄
上野　賢治
佐々木　速
従七位に叙する（各通）（以上八月十五日）
加藤　久幸
従四位に叙する
井手　章夫　鈴木　光
従五位に叙する（各通）
小島　徹　坂部　重昭
正八位
正六位に叙する（各通）
赤坂　健治　勝又　昇
小西　外男　佐久間智子
城山　英信　杉原　豊
竹中　識　平沢喜代重
従六位に叙する（各通）
石井　嘉男
正七位に叙する（各通）
牧村　繁雄
従七位に叙する（各通）（以上八月十六日）
松岡　開
従六位に叙する（各通）
古川　豊
正七位に叙する
福井　英次
従七位に叙する（以上八月十七日）
綿貫　民輔
従二位に叙する（八月十八日）
小嶋　淳司
従五位に叙する（八月十九日）
山口健一郎
従六位に叙する（八月二十日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（八月十三日）
柳瀬　博隆　渡邊　陽一
金子　源吉
旭日小綬章を授ける
毛野　了
旭日単光章を授ける（以上八月十四日）
木下　一己
旭日単光章を授ける（八月十六日）
新井　賢吾　田沼　宏
瑞宝双光章を授ける（各通）
松本　成　矢ヶ村英總
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十三日）
佐藤册次郎　引地　善吾　松本　正徳
大須賀正臣
瑞宝小綬章を授ける
伊藤登美雄　小谷　茂　西川　一夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　正男　中川　淑一
三浦　富夫　吉沼　孝明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十四日）
高梨　庸雄
（弘前大学名誉教授）
原田　悦守
瑞宝小綬章を授ける（各通）
小倉　康男　菊沢　潔
（鳥取大学名誉教授）
鍬　淳司
（国土交通技官）
佐々木幹雄　中澤　哲　渡辺　等
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤松　泰美　欠端　透　加藤　憲一
佐々木　速　中嶋　章
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十五日）
小島　徹　坂部　重昭　佐久間智子
柴田　久志　杉原　豊　鈴木　幸市
瑞宝双光章を授ける（各通）
城山　英信　竹中　識
田邊　明　南崎　重幸
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十六日）
松岡　開
瑞宝双光章を授ける
福井　英次　古川　豊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ハンガリー大統領アンドラーシュ・バーリンム・バカ閣下の大統領就任につき、九月十六日御祝電を発せられた。

官庁報告

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、佐賀労働局の関係労働者を代表する者近藤三千代の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年９月28日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であって、佐賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和８年10月７日

４　推薦書及び添付書類提出先　佐賀労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

法務省告示第四三十九号

群馬県高崎市役所保存の次の１及び２の除籍が滅失した。

令和八年九月二十八日

法務大臣臨時代理
国務大臣　葉梨　康弘

１　群馬県群馬郡榛名町大字本郷一三一一番地
加部　ハツ

２　群馬県群馬郡榛名町大字本郷一三一一番地
加部　公榮

法務省告示第四四十号

熊本県玉名市役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年九月二十八日

法務大臣臨時代理
国務大臣　葉梨　康弘

熊本県玉名郡八嘉村大字中坂門田七百三十一番地
伊藤　義信

公　告

諸　事　項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第４号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　協同組合神辺わかば会

２．代表者の氏名　代表理事　菅田　舜治